

## 生物多様性に配慮した推奨在来種リスト【別紙2-2】について

KESエコロジカルネットワークプロジェクト事務局  
(公財)京都市都市緑化協会

### 生物多様性に配慮した緑化の基本的な考え方

従来の都市緑化マニュアル等では、地球温暖化対策や都市ヒートアイランド現象の緩和を主な目的とし、(1)成長後の緑被面積または成長時のCO<sub>2</sub>固定量が大きい植物(特に木本類)、(2)建物(屋上、壁面等)緑化では、建物に荷重がかからない地被植物、などに重点が置かれてきました。

KESエコロジカルネットワークプロジェクトでは、「都市の生物多様性の確保」を大きな目的としており、これら以外の様々な視点を採り入れています。

持続可能な社会経済の実現を目指すため、あらゆる事業者に環境対策を求める制度づくりの動きが世界的に進んでいます(※)。また、ネイチャー・ポジティブ(自然再興)を実現しようという国際的な合意「昆明・モントリオール生物多様性枠組(GBF)」に基づき、2030年までに国土の陸と海の30%の保全を目指す目標「30by30」を達成するため、国立公園などの保護地域以外で生物多様性保全に資する地域 OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)の国際データベースに登録する対象となる「自然共生サイト」の環境省による認定が2023年度から始まりました。

2024年度までは、各サイトの生物多様性(希少な生物種など)の存在が比較的重要でしたが、2025年4月施行の新法(地域生物多様性増進法)では、既存の多様性があまりなくても、これから生物多様性を増進させる「回復タイプ」「創出タイプ」の計画(及び計画に紐づいたサイト)も認定するという枠組みに変わりました。

2025年12月16日(2025年度第2回認定)までに全国485箇所、10.5万haが認定されています。京都府内は18箇所、うち京都市内は10箇所です。企業が管理する緑地が認定数の多くを占めており、生物多様性への取組みは、今後ますます重要度を増してくると考えられます。

KESエコロジカルネットワークプロジェクトは、数多くの企業・団体がネットワークとなっていることが強みであり、その強みを活かさないかを含めて、これらの動きを注視していきます。

敷地面積が小さい、日照が少ないなど、条件が十分でない場合でも、以下に挙げるような観点のうち可能なものに積極的に取り組んでいただき、緑化による敷地価値の向上、あるいは事業活動の生物多様性対策を考えるきっかけとしていただきたいと思います。

(※)例えば、事業活動の環境対策を開示することにより、金融機関の投資先の選択など環境保全への様々な誘導につなげようというTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)、TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)など。

#### (a) いくつかの植物種を採り入れ、高木・低木・草本といった階層性を持たせること

○例えば、木陰があれば、日陰、半日陰を好む植物を育てられます。また、高木にとっても、背丈の低い植物によって、根元の乾燥や温度上昇を防ぐことができます。

○このように、単一の種ではなく、2~3種、できればもっと多くの種を植えましょう。

- 樹木が植えられなければ、草本だけの階層（草丈のある植物と、リュウノヒゲ、ヤブランのような地表を覆う地被植物の組合せなど）も可です。
- 常緑の植物だけでなく、落葉性の植物（多年草の場合は、「宿根草」「夏緑（かりよく）植物」などと呼びます。）も採り入れましょう。四季がはっきりしている京都の在来植物の多くは、落葉性です。落葉樹の下を好む植物も多くあります。
- 昆虫が花の蜜や花粉を食べに訪れる植物、鳥類が実を食べる植物などを植えることにより、昆虫や鳥類を呼び込むことが可能です。

(b) 地形（アンジュレーション）、水辺空間を設けること

- 山、谷に見立てて小さな畝（うね）を作るだけでも、植物にとって様々な生育環境が生まれます。
- 窪地を設け、小さな池・流れ、湿地状態の場所をつくるのが可能であれば、水生植物や湿った場所を好む植物が育ちます。昆虫類、鳥類なども呼びやすくなり、生物多様性を高めるでしょう。特に、雨水を活用して水辺を設ければ、防災・治水、利水、景観などの観点からも近年注目される「雨庭（あめにわ）」（取組み基準2.1（4）参照）の考え方に通じます。雨水の有効利用は、緑地や生物多様性と親和性が高いのです。

(c) 在来種、特に同じ地域の植物を積極的に使うこと。新規の植栽では、生態系等に悪影響を及ぼす可能性がある外来種を使わないこと。

- 江戸期以前に、中国大陸、朝鮮半島などから有用植物（薬用、食用等）又は観賞用などとして渡来し、日本の風土に根付いた植物は、在来種として扱います。（江戸期以前と明治期以降に分けるのは、あくまで便宜的な理由であり、「有史以前かどうかで分けるべき」「人間の関与があって存続できる植物は認めない」などの様々な考え方もあります。KESエコロジカルネットワークにおいては、里草地などに人の関与があることによって長い年月存続してきた植物を積極的に扱っています。）
- 最近の考え方として、外来種には「国外由来」、「国内由来」があるとされ、これらには生態系や農業などに悪影響を及ぼすものも含まれています（下記「生態系被害防止外来種リスト」参照。）国内の在来種であっても、ある地域、ある条件下では「外来種」となる場合があります。逆に、国外に由来する外来種であっても、生態系のバランスの中に組み込まれているものもあります。
- 希少植物については、その植物種の自生地が近くにある場合には、遠方の自生地に由来する個体を植えることは避けましょう。（交雑の可能性があると、遺伝子の地域固有性が失われるおそれがあるため。）自治体のホームページなどで、地域の生物多様性に関する計画、情報を調べてみましょう。
- 外来生物法で規制される「特定外来生物」は、新たな植栽を避け、既に植えられている場合は、取り除くようにしましょう。
- 「特定外来生物」や、それ以外にも生態系等に被害を及ぼすおそれがある外来種のリストとしては、次のリストを参照してください。
  - ・生態系被害防止外来種リスト（環境省・農林水産省）（【別紙3】として掲載）  
<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>（環境省ホームページ）

・京都府外来生物リスト

<https://www.pref.kyoto.jp/gairai/list/index.html> (京都府ホームページ)

- 上のリストの外来種が既に植えられている場合は、それが「特定外来生物」でなく、自然界に逸出させない管理を行えるときは、あえてすぐに取り除く必要はありません。
- 在来種の植栽を行う際に、自生株(原種)から殖やした植物にこだわる必要はありません。多様性が重要であり、希少ではない植物、あるいは、園芸品種も選択肢の1つです。後者については、例えば、園芸では、京都には、椿、万年青(おもと)、嵯峨菊など観賞用として伝統的な技術で育てられてきた植物(古典園芸植物)や、農業では、聖護院かぶら、壬生菜、賀茂なす、堀川ごぼうといった京野菜などが伝えられています。このような地域独自の環境・文化に根づき、育種、栽培されてきた植物種(または品種)も、生物多様性を形成する大切な植物です。

(d) 植物と関係する生活文化の関係も紹介すること

- 京都には、祭礼、文芸、生活での利用(薬用、食用、染料、建築材料等)など生活文化に密接に関連する植物がたくさんあります。これらの植物と生態系サービスについて、社内、社外の方々に知っていただき、生育環境を守る気運につなげることも、KESエコロジカルネットワークプロジェクトの重要な活動です。

推奨リスト【別紙2-2】の考え方、見方

- ①このリストでは、敷地条件に合う植物を選びやすいように、
  - 木本類(高木、小高木・低木、竹笹類)
  - 藤本類(つる性植物)
  - 草本類(草花)
  - 地被植物(背が低く、地面を覆うタイプの植物。グランドカバー)のそれぞれについて、推奨する植物種を挙げ、このうち、草本類は、およその見ごろ(花など)の季節に分けました。
- ②「京都市生物多様性プラン2021-2030」(2021年策定、現在改定版を策定中)、「京都府生物多様性地域戦略」(2018年策定、2023年一部改訂)が重視する京都の希少な植物の保全のため、京都近郊または近畿圏に自生するもの、かつては京都周辺で身近にあり親しまれてきたもの、京都で育まれた伝統園芸植物も挙げました。
- ③都市における普及啓発活動を重視し、京都の歴史文化にゆかりのあるもの、季節感のあるもの、景観上すぐれたものを中心に挙げました。
- ④京都市内の露地(屋外)で栽培管理が困難な種は、原則として除いています。
- ⑤京都府の改訂版レッドリスト(2022年)に記載される希少植物については、市街地など生息域外での栽培が可能であり、また、栽培技術が普及しているため、園芸店で入手が比

較的容易と考えられる植物である場合には、この推奨リストに挙げています。

入手のために植物を自生地からむやみに採取すること（いわゆる山採り）は、自生地の生態系破壊につながり、KESエコロジカルネットワークプロジェクトの趣旨に反します。自生地から山採りしてきたと見られる植物は、導入しないでください。

なお、樹木については、「京の苗木生産協議会」が京都市内に自生する樹木の種子から育てた「京の苗木」（令和7年度で67種）を販売しています（取扱い・（公財）京都市森林文化協会 <https://shinrinbunka.kyoto/seedling.html>）

推奨リスト【別紙2-2】リストの木本類の多くは、「京の苗木」で扱う樹種と重なっています。

⑥種の保存法、京都府野生生物保全条例で指定された種、その他自生地での盗掘が心配される植物はリストには挙げていません。（繁殖技術が確立され、国により販売を許可された「登録業者」が扱っている植物等を除く。）

<最後に>この推奨リストの植物は例示であり、この中から選ばなければならないというものではありません。必要であれば外来種も含めた組合せもありえます。地域の特性、敷地の条件、管理体制などを検討しながら、植物を選びましょう。

#### 【参考資料】

- 環境省・農林水産省（2015）「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト<植物>」
- 京都府（2015）「京都府レッドデータブック2015」第2巻（野生植物・菌類編）
- 京都府（2023）「京都府改訂版レッドリスト2022（シダ植物・種子植物）」
- 京都市（2021）「京都市生物多様性プラン2021-2030」
- 京都府（2023）「京都府生物多様性地域戦略（令和5年度改訂版）」
- 京都府総合政策環境部自然環境保全課（2024）「指定希少野生生物の指定について」
- 東京都環境局（2014）「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」